

～滋賀県地域福祉支援計画の改定について～

計画の位置づけ

○社会福祉法に基づく計画であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について目標を設定し、計画的に整備していくもの。

○平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定については、任意とされていたものが努力義務とされた。

○「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられた。

基本理念(事務局案)

誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現
～すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」による共生社会の構築～



滋賀県基本構想

〔基本理念〕
変わる滋賀 続く幸せ

基本方針(事務局案)

- (1) 地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進
- (2) 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進
- (3) 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりおよび活躍の推進

計画の期間

令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度) 5か年計画

社会を取り巻く現状

- 人口減少、高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加
- 生活困窮、子どもの貧困、ひきこもりなど地域社会の課題の複雑化・多様化
- 公的サービスでは対応が困難な福祉ニーズの増大(制度の狭間)
身寄りのない高齢者等の支援ニーズの増加
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う人間関係の希薄化
- 孤独・孤立問題の顕在化
- 福祉人材の不足
- 災害時要配慮者や住宅確保困難者等への福祉支援ニーズの増加
- 認知症高齢者等の増加に伴う権利擁護支援ニーズの増加

地域福祉に関わる制度の動向

- 児童福祉法の改正・こども基本法の制定(令和4年)
- 困難な問題を抱える女性支援法の制定(令和4年)
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定(令和4年)
- 孤独・孤立対策推進法の制定(令和5年)
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定(令和5年)
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年)
- 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例制定(令和5年)
- 滋賀県レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン、第二次滋賀県再犯防止推進計画等の策定(令和6年)
- 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年)：居住支援の強化のための措置等
- (仮称)滋賀県子ども基本条例(令和6年度)(予定)
- 社会福祉法改正(令和7年以降)、民法改正(令和7年以降)(予定)

計画に盛り込むべき事項

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(法第108条第1号)
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項(法第108条第2号)
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項(法第108条第3号)
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項(法第108条第4号)
- 5 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項(法第108条第5号)

今後のスケジュール

- | | |
|------|---|
| 令和7年 | 1月21日 滋賀県社会福祉審議会への諮問 |
| 令和7年 | 4月～10月
総合企画専門分科会において調査・審議(5回程度開催)

※計画素案検討時点において社会福祉審議会委員へ文書意見照会 |
| 令和7年 | 11月 滋賀県社会福祉審議会 答申 |
| 令和8年 | 2月 県民政策コメントの実施、市町への意見照会 |
| 令和8年 | 3月 次期計画改定 |

多様な意見の反映

【今後の予定】

令和7年5月～令和7年8月

- ・当事者団体等へのヒアリング
- ・市町へのヒアリング
- ・市町担当者会議の開催